

# 平成18年度 東大和市立第十小学校 体罰防止プラン

## ◎関係法令等

- ・日本国憲法・教育基本法
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・学習指導要領・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都人権施策推進方針・東京都教育委員会教育目標
- ・東大和市教育委員会教育目標

## ◎学校教育目標

- ・元気で明るい子
- ・よく考え、やりぬく子
- ・みんなと仲良くする子

## ◎人権教育目標

自他ともに大切にする思いやりの心をもった児童の育成

## ◎地域の特徴

- ・児童の実態や願い  
友達と仲良く学びたい  
分かりやすく教えてほしい
- ・保護者の願い  
安心して学校に通わせたい。  
豊かな人間性を身につけてほしい。
- ・地域社会の実態や願い  
地域社会の連携の中で育てほしい等。

教育は、子ども自身の人格の完成を目指し、よりよい社会の形成者として自立するよう支援すること。その実現に向けた教育活動の根底には、子どもと教職員との心のふれあいを通して構築された信頼関係が基礎になっていなければならない。

## 認識不足

### 体罰

- ・体罰は、法律で禁止されている。【学校教育法第11条 等】
- ・子どもの人権にかかわる問題としてあってはならない行為。  
(学校教育に対する信頼を大きく崩す)
- ・社会的批判
- ・教職員の指導力の弱さのあらわれ。

## ◎体罰の影響

### 1. 子どもへの影響

- ・「心」への影響 ・「学習面」への影響
- ・「子ども同士の人間関係」への影響
- ・「子どもと教師との人間関係」への影響

### 2. 保護者・地域への影響

- ・当該教員が信頼を失うだけでなく、教職員全体に対する不信感につながる。
- ・学校の教育方針や指導体制についての不満や不信感を生じさせ、学校の良さや今までの教育実践が理解されにくくなる。

## 体罰防止のための方策

全教職員は体罰を許さず、子どもの人権を守る観点から、再度全教職員が教育の非権力性の原理を再認識し、児童生徒の学習権・人間的成長発達権を十分に保障する教育の姿勢をもち、児童はもとより保護者や地域の信頼関係を構築していかなければならない。児童の基本的な人権を侵害するような指導をしない、許さない指導の在り方は、全教職員が子どもを一人の人格を持った人間として尊重することから始まる。

### 教職員に必要な自覚と認識

- ・体罰は、子どもの人権及び人間としての尊厳を損なう行為であり、子どもと教職員との信頼関係を根底から崩すものである。
- ・体罰を否定し、体罰を見逃さないことは教職員の責務である。
- ・長期的な視野に立って、子どもの成長を願う心の余裕を持ち、子どもの言葉をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導し、自らカウンセリングマインドの育成に努める。
- ・日常的に子どもの実態把握をするとともに、最近の子どもの心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究する。

### 児童・生活指導の在り方

- ・全教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、子ども・保護者との信頼関係の確立を図る。
- ・子どもに話す機会を十分に与えたり、複数教員で指導にあたる等の配慮を必要とし、子どもを多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮する。
- ・問題行動に対する事例の研究や全国的な動向についての研究に努める。
- ・対処療法としての生活指導だけではなく、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりに努める。

### 学校体制のあり方

- ・体罰を引き起こす土壌がないか等点検する。
- ・教育活動全体を通して、一部の教職員等の抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携がとれていることが大切である。
- ・子どもが何でも気軽に話せる環境づくり等教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意する。
- ・体罰によらない児童・生徒指導の在り方の研究に努めるとともに、教職員相互に点検できる環境づくりに努める。

### 保護者・地域との連携

- ・学校が中心となり、地域ぐるみの青少年健全育成の在り方等について研究し、保護者・地域・関係諸機関との情報交換・意見交換のできる機会を増やす。
- ・学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。
- ・学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発する。

- ・人権を大切にするということについて、常に確認する。  
(人権教育プログラムの活用)  
(体罰防止のためのチェック)
- ・人権(体罰防止)研修会を実施する。
- ・教師の専門性、指導技術を高めるように日々研修に取り組む。

- ・日ごろから触れ合いや話し合う機会を十分とる。
- ・児童の考えを共感的に受け止める。
- ・児童のコミュニケーション能力を高める。
- ・指示したことについて、児童が納得しているかを確認する。

- ・全児童・全保護者に対するメンタルサポートを行う。  
(教育相談室【ほっとルーム】を設置する。スクールカウンセラーとの連携)  
(プライバシーの保護)
- ・管理職が校内巡視を行うとともに、学年会・ブロック会を充実させる。

- ・保護者会・個人面談等を通し、保護者との意見交流を行う。
- ・保護者と教師の連絡会・青少対と連携し、人権についての取り組みを進める。
- ・学校運営協議会を通して、意見交流を行う。